

2016年(平成28年)
4月26日
火曜日



経済6.7面/国際8.9面
お知らせ8面
金融情報12.13面
「新聞と9条」12面
囲碁将棋12面/生活23面
スポーツ18.19.21面
文化23面/地域24.25面
文化文芸27面/小説27面
TVラジオ14.32面

朝日新聞大阪本社
〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
電話:06-6231-0131 www.asahi.com

在特会の言動「人種差別」判決



在日朝鮮人の学校へ寄付した教職員側に罵声を浴びせたのは人種差別——。高松高裁は在特会の言動を厳しく断じる判決を出した。 **31**面

在日支援への罵声「差別」

在特会側の賠償増額

高松高裁判決

「在日特権を許さない市民の会」(在特会)の会員らが6年前、徳島県教職員組合に乱入して罵声を浴びせた行動をめぐり、県教組と当時書記長の女性(64)が在特会側に慰謝料など約2千万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が25日、高松高裁であった。生島弘康裁判長は、「人種差別的思想の現れ」で在日朝鮮人への支援の萎縮を狙ったと判断。一番の倍近い436万円の支払いを命じた。

判決によると、在特会の会員ら十数人は2010年4月、日教組が集めた募金の一部を徳島県教組が四国朝鮮初中級学校(松山市)に寄付したことを攻撃するため徳島市の県教組事務所を乱入。女性書記長の名前を連呼しながら拡声機で「朝鮮の犬」「非国民」などと怒鳴り、その動画をインターネットで公開した。判決は、在特会の行動を「人種差別的」と訴える原告側が、その悪質さを踏まえて賠償の増額を求めた主張を検討。在特会側が朝鮮学校を「北朝鮮のスパイ養成機関」と呼び、これまで同様の言動を繰り返してきた経緯から、「在日朝鮮

人に対する差別意識を有していた」と指摘した。さらに、一連の行動には在日の人たちへの支援活動を萎縮させる目的があり、日本も加入する人種差別撤廃条約上の「人種差別」にあたるとして強く非難。昨年3月の一番・徳島地裁判決が、攻撃の対象は県教組と書記長であることを理由に「差別を扇動・助長する内容まで伴う」とは言い難い」とした判断を改めた。そのうえで、県教組が受けた妨害の程度や女性の苦痛の大きさも考慮し、一番

支援者も対象に
表現の自由に詳しい曾我部真裕(まさひろ)・京都大教授(憲法)の話 判決は、人種差別的行為は直接の対象が在日の人たちでなくても、支援活動を萎縮させる効果をもたらすとした。支援者が対象でも人種差別にあたる点としては新しく、京都でのヘイトスピーチをめぐる大阪高裁判決を一步進めた感じがする。また、在特会の言動は「レッテル貼り」「リンチ行為」などと評し、表現活動と呼べるものではないと判断した。「表現の自由」を念頭に、慎重に検討したことの表れと評価できる。

の賠償額(計230万円)を増額。賠償命令の範囲も一番より2人増やし、在特会と会員ら10人とした。在特会をめぐっては、09年10年に京都朝鮮第一初級学校(現・京都朝鮮初級学

被害女性PTSDに

「人種差別行為を許さない判断が司法の場で定着したと高く評価したい」
判決後、原告弁護士事務局長の篠原健弁護士(徳島弁護士会)は会見でそう語った。控訴審では、京都での

では、徳島県教組と当時の女性書記長への激しい攻撃が明らかになった。十数人の在特会会員らが事務所に突然なだれ込む。「募金詐欺じゃ」「反日教育の変態集団」。拡声機を手に罵声を浴びせ続けた。徳島県庁前では、女性書記長への性的暴行を示唆するような発言もあった。ネットに動画配信され、視聴者からおびただしい数の中傷コメントが書き込まれた。女性書記長は当時の話をするたびに体調が悪くなり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断された。会見では声を震わせ、裁判を振り返った。「言いたい放題、したい放題の社会を認めるのか。民族差別を認めるのか。そのことが何より許せないという気持ちで闘ってきました。駆けつけてくれた一人ひとりの思いが、この判決を導いたと思います」(田中志乃)

校)周辺で繰り広げた抗議行動を京都地裁が「人種差別にあたる」と認定。1200万円余りの賠償を命じる判断を支持した大阪高裁判決が14年に最高裁で確定している。

在特会「人種差別」控訴審判決

朝鮮学校関係者も喜び

「在日特権を許さない市民の会」（在特会）による徳島県教職員組合への攻撃を人種差別に基づくものと認めた25日の高松高裁判決。事件を機に原告らと一時交流が途絶えていた四国朝鮮初中級学校（松山市）の関係者も駆けつけた。

「最後応援でき感無量」

四国朝鮮初中級学校の高正範校長（45）は「学校への支援金が攻撃のきっかけになったのに傍観したことを悔やんでいた。最後に少しでも応援できて感無量だ」と語った。

事件後、被害が学校に及ぶことを恐れ、原告の徳島県教組や元書記長の女性と



高松高裁に入る原告弁護団＝高松市丸の内

は疎遠になっていた。

同じく在特会の標的にされた京都の朝鮮学校関係者らに誘われ、高校長は控訴審から傍聴に通うようになった。法廷では在特会が県教組に乱入する様子を取めた動画が流され、学校名が何度も読み上げられた。「僕らが沈黙したことが在

特会のワナにはまっていたのでは、と気づいた」

学校で子どもたちに事件について説明し、高学年以上には動画も見せた。京都の関係者と一緒に作った「共生の教育を拓く」と記した横断幕にそれぞれメッセージを書いた。原告弁護団はこの横断幕を掲げ、裁

樋口直人・徳島大准教授（社会学）の話 予想以上に原告側の主張が認められた。原告側が周到に準備した一方、被告側はこれほど大事になるとは思っていなかったようだ。裁判官も、かなり丁寧に、慎重に、判決を出さなければならぬと考えていたのは明らかだ。私は在特会会員らに聞き取り調査をして活動も分析したが、彼らが直接的に在日外国人を攻撃するケースは実は全体の半数もない。今回は直接マインリティーを攻撃することではなく、人種差別的な行動自体が対象になった。社会全体として人種差別を許さ

識者の見方

ないというメッセージだ。フリージャーナリスト・中村一成さんの話 直接の対象が日本人という点で、人種差別が認められるかというハードルは高かった。人種差別撤廃条約に定義される目的と効果から行為の悪質性を指摘し、人種差別を認めた素晴らしい判決だ。一方で、人種差別を禁止する基本的な法律が日本になく、課題が残る。国会ではヘイトスピーチに関する法案が審議されている。ヘイトスピーチを規制するだけでなく、人種差別を禁止する法律をつくり、国内法を整備するべきだ。

判所に入った。

2009年から10年にかけて在特会が京都の朝鮮学校周辺でヘイトスピーチを繰り返した際、長女を通わせていた林貞任さん（48）も駆けつけた。「京都の事件でも長年築いた地域との関係が断絶された。私たちが積み上げてきた関係を一瞬で破壊した行為が罪深いと

認めてくれて、日本の司法や社会に希望を感じた」と話す。

報告集会で司会を務めた徳島人権・平和運動センターの宮永裕史議長（50）は「（一審判決は）徳島県人として恥ずかしかったが、今回は人種差別が認められて良かった」と話す。事件の2週間後、民主主義に対

する暴力行為を許さない徳島実行委員会を結成。事務局長として県内の20団体を

取りまとめ裁判を支援してきた。「在特会のことを知らない人にも事件を知ってもらいたかった。全国に支援の輪が広がった結果、良い判決につながったと思う」と振り返った。（多知川節子、鈴木智之）

少数者への支援 守る判断

解説

今回の判決は、マイノリティーに対する直接的な攻撃だけでなく、支援者への嫌がらせや示威行為も人種差別と認めた。在特会の京都事件について「人種差別」と断じた確定判決を一步進めた判断だと

いえる。

支える人たちが攻撃され、支援活動が萎縮していけば少数者はさらに孤立する。人種差別をなくすという観点に立てば、今回の判断は少数者との共生社会を後押しするために必要不可欠なものだった。

東京五輪を4年後に控え、ヘイトスピーチに関する問題は社会的な関心も高まっており、国会でも対策法の審議が続いている。政府の調査では、昨年9月までの3年半で1152件の

ヘイトスピーチが確認されたが、「減少傾向にある」と

と分析されている。

しかし、依然としてインターネット上には在日外国人を中傷するコメントや動画が流され続けている。徳島や京都のようなあからさまな行為でなくとも、差別を目的としながら政治的主張の名を借り、悪質性を隠したケースが増える恐れも

ある。

そのなかで、日本も批准している人種差別撤廃条約に照らし、支援者への人種差別行為を断じた判決が持つ意味は小さくない。今後は司法が示した判断を、差別を許さないという社会的合意へ昇華させる取り組みが必要だ。（田中志乃）